

第25号(2006年11月)

「税金が還付されます」——。国税局の名前をかたった、こんな内容のにせの封書が全国に郵送されています。A T Mでの返金操作を装って金を振り込ませるもので、被害総額は6000万円に上るようです。その手口とは・・・。

偽文書は、実在しない「国税局収税課」という部署名が書かれ、赤字で「重要」と印が押されています。「平成16年度納税ご返金のお知らせ」と題する文書が入っており、「過払金98,540円を返金する」などと書かれています。指定の番号に電話すると、コンビニエンスストアのA T Mに行くよう指示され、携帯電話で「還付手続きだから」と言いくるめられて、結果的に振り込み操作をさせられるとのこと。

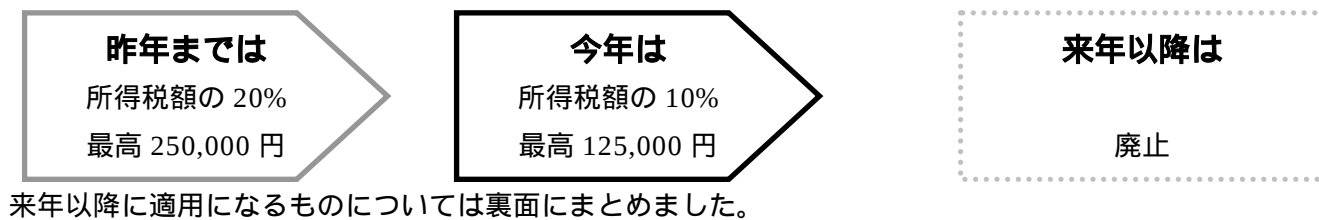
国税局や税務署が還付手続きのためにA T Mの操作を求めることはなく、個人名の口座を指定して税金の振り込みを求めることはありません。ご注意ください。

ちなみに、振り込み詐欺による損失は、雑損控除の対象になりません。（確定申告で適用を受ける所得控除の一種）雑損控除の対象となる損失は、「災害、盗難または横領による損失」に限定されているためです。

年末調整～こんなときどうする？

1 去年と比べて変わった点

定率減税が引下げられました



2 年末調整の対象となる者

本年最後の給与を支払う時点で「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している者で、本年分の給与総額が2,000万円以下である者です。

Q1 本年中途で退職した者についても年末調整を行うことがあるそうですが、具体的にはどのような場合でしょうか？

年の中途で退職した人については、原則として、年末調整はできないことになっています。この場合には、自分で住所地の税務署で確定申告をすることになります。

ただし、次の場合には例外的にその退職時に年末調整を行います。

死亡により退職した者

著しい心身の障害により退職した者で本年中に他に再就職することは不可能と認められ、本年中に他の支払者から給与の支払を受けることがない者

本年12月分の給与の支払を受けた後に退職した者

本年分の給与総額が103万円以下のパートタイマー等で、退職後本年中に他から給与の支払を受けないと認められる者

Q2 中途採用者の前職の給与はどうするのでしょうか？

中途採用者が本年中に他の会社からも給与の支払いを受けていた場合には、前職分の給与、源泉徴収税額、社会保険料等を通算して、年末調整を行います。これらの金額は、中途採用者から前職分の給与所得の源泉徴収票を提出してもらい確認します。

しかし、これらの金額が確認できない場合には、年末調整ができません。よって、その人には年末調整をせずに源泉徴収票を発行し、最終的な税額の精算は本人が確定申告をして行うこととなります。

Q3 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人の年末調整はどのようにするのでしょうか？

2ヶ所以上の勤務先から給与の支払いを受けている人は、扶養控除等申告書を1ヶ所の勤務先だけにしか提出できません。よって、この申告書の提出を受けた給与の支払者が「主たる給与の支払者」となり年末調整をします。その他この申告書の提出を受けていない場合には、「従たる給与」となるため、年末調整はしません。この場合、本人が「主たる給与」と「従たる給与」のそれぞれの源泉徴収票をもって確定申告します。ただし、Q2に該当する場合を除きます。

Q4 役員や従業員から「毎年自分で確定申告をしているから、年末調整はしなくて結構です」と申し出がありました。年末調整しなくてよいのでしょうか？

扶養控除等申告書を提出している人でその提出先から支払われる給与の総額が2,000万円以下の人については年末調整をしなければなりません。この人のように自分で確定申告をしていますが、その給与について年末調整をする必要があります。

3 年末調整の対象となる給与

本年分の年末調整の対象となる給与は本年中に支払の確定した給与です。

Q5 過年分の残業代の未払が確認されたため、今年になって過去の残業代を一括支給しました。この残業代は本年分の所得として年末調整を行えばよいのでしょうか？

給与がどの年分の所得になるかは、その給与の支給期の定めがある場合にはその支給期により区分します。したがって、この残業代の支給については、定められた本来の支給期の属する年分の所得としてそれぞれ年末調整を行うこととなります。

Q6 本年中に支払われたものと認定された認定報酬・賞与は年末調整の対象となりますか？

法人税の更正・決定に伴ういわゆる認定報酬や認定賞与で本年中に支払の確定したものは、通常の給与に加算して年末調整を行います。前年分以前の認定賞与で本年になって税務署から通知を受けたものは、本年の年末調整の対象に含める必要はありません。

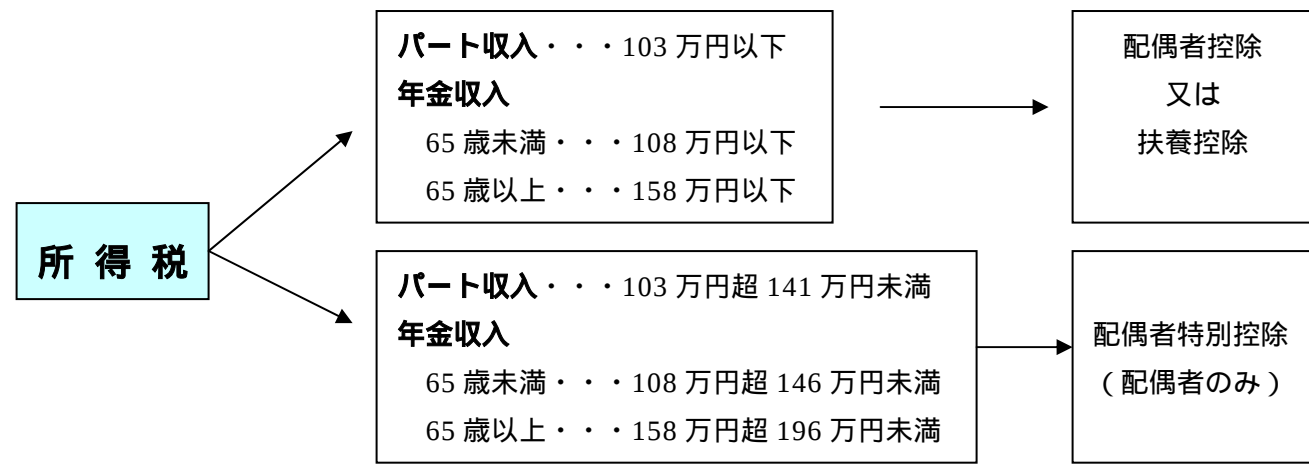
なお、認定賞与については集計漏れのないよう、あらかじめその金額と税額を源泉徴収簿に記入しておく必要があります。

4 諸控除額の確認

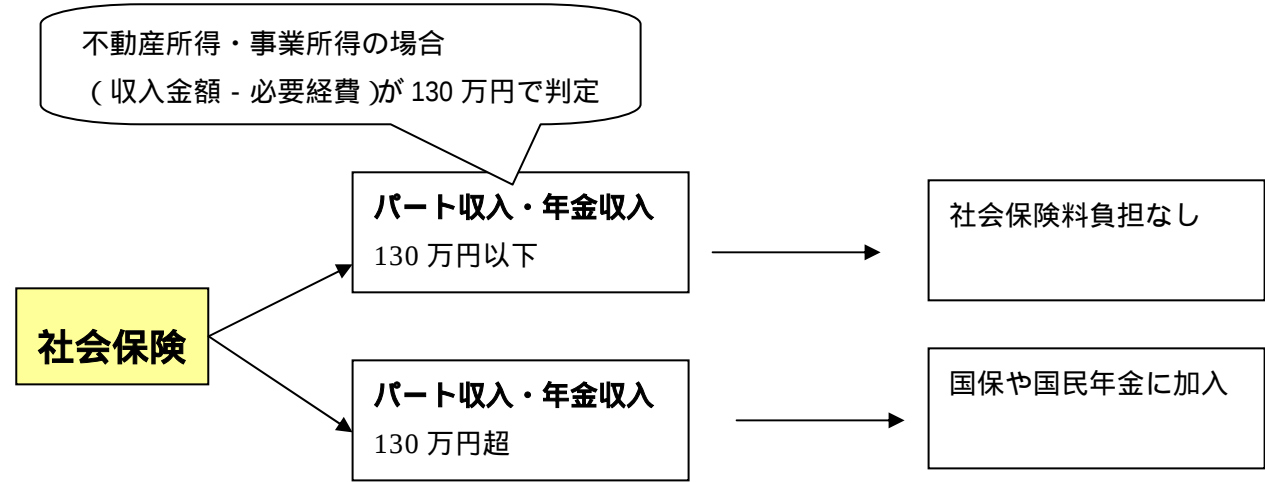
所得控除には、確定申告でしかできないものもあります。（医療費控除、雑損控除、住宅取得控除の1回目など）

Q7 収入がいくらまでなら扶養に入れますか？

この質問、よく受けるのですが、一口に扶養といっても、所得税の扶養と社会保険の扶養は異なります。



所得税の場合
妻の給料が103万円を超えたため、配偶者控除が適用できなくても、103万円～141万円の間なら配偶者特別控除が段階的に適用されます。よって、夫の所得がいきなり増えるわけではありません。



社会保険の場合
妻の給料が、130万円を超えて自分で国民年金等に入るとなると大きな出費になります。しかし、現行の制度では、ご自分の厚生年金保険の被保険者期間が長ければ長いほど、国民年金から支給される老齢基礎年金の上乗せ部分として支給される厚生年金の額が多くなります。損得を考える上では、長い目でみて慎重な判断が必要ですね。

Q8 住宅借入金が連帯債務になっているときには、どうするの？

住宅借入金が連帯債務となっている場合には、住宅借入金等特別控除申告書の「備考」欄に他の連帯債務者から「私は、連帯債務者として、住宅借入金の残高〇〇〇円のうち、〇〇〇円を負担することとしています」等の文言、その連帯債務者の住所と氏名の記載、押印を受けることとされています。

なお、他の連帯債務者が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地と名称も併せて記載を受けるようにします。

5 平成19年分から適用される改正点

1. 源泉徴収税額表の改正

平成19年1月以降から新しい税額表を使用します。

2. 定率減税の廃止

3. 所得税、住民税の税率の改正

所得税			
従 前		改正後	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%
900万円以下の金額	20%	330万円以下の金額	10%
1,800万円以下の金額	30%	695万円以下の金額	20%
1,800万円超の金額	37%	900万円以下の金額	23%
		1,800万円以下の金額	33%
		1,800万円超の金額	40%

住民税			
従 前		改正後	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
200万円以下の金額	5%	一律	10%
700万円以下の金額	10%		
700万円超の金額	13%		

4. 地震保険料控除の創設

〔現行〕

	所得税	個人住民税
長期損害保険契約等 (地震保険等を含む)	15,000円	10,000円

〔改正後〕

	所得税	個人住民税
地震保険等	50,000円	25,000円 (保険料等の額の2分の1の金額)

(経過措置：平成18年末までに締結した長期損害保険契約等に適用)

	所得税	個人住民税
地震保険等	35,000円	15,000円 (保険料等の額の2分の1の金額)
長期損害保険契約等	15,000円	10,000円